

留意すべき特例措置一覧

	新規(※1)		一部全国展開された特例措置(※2)		認定対象外とする特例措置(※3)		認定の対象とするが、今後全国展開するとの注意喚起を行う特例措置(※4)	
	措置番号	措置の名称	措置番号	措置の名称	措置番号	措置の名称	措置番号	措置の名称
01警察庁								
02人事院								
03金融庁								
04総務省					409	地方公務員に係る臨時的任用事業		
05法務省								
06外務省								
07財務省								
08文部科学省			834(835)	地方公共団体の長による学校等施設の管理及び整備に関する事務の実施事業				
09厚生労働省								
10農林水産省								
11経済産業省								
12国土交通省					1226	地域限定旅行業における旅行業務取扱管理者の要件緩和事業	1219	特殊な大型輸送用車両による港湾物流効率化事業
13環境省								
20内閣府								

※1 この特例措置については、「構造改革特別区域基本方針」の改正により、別表1に当該特例措置が新たに追加され、今後活用することができるようになるものです。

※2 この特例措置については、規制の特例措置の内容の一部が全国展開され、「構造改革特別区域基本方針」の改正により、別表1の内容が修正されます。

※3 この特例措置については、現時点では「構造改革特別区域基本方針」の別表1に記載されているが、既に特例措置が終了した又は全国展開され、基本方針から削除される予定のため認定対象外とするものです。

※4 この特例措置については、今後全国展開される予定です。ただし、全国展開されるまではこの特例措置を活用した計画の申請・実施をすることが可能です。